

堺市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

東区役所

(企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課)

東保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、東保健センター)

第3 監査の対象期間

令和7年度(令和7年4月1日～令和7年10月31日)

ただし、必要に応じて前年度以前及び下記第4の期間を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年11月1日～令和8年3月30日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 企画総務課

(1) 区役所庁舎の安全性について

庁舎を利用する者の安全性の確保等のため、施設に係る各種の法定点検、老朽化による危険箇所の確認や防火・防災対策等の区役所庁舎の管理を行っている。

これらの庁舎管理について、定期監査及び行政監査を担当する事務職員に加え、工事監査を担当する技術職員が、関係書類の抽出調査を行い、実地において区役所庁舎の一部を目視等により確認した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 法定点検の実施

東区役所庁舎（建物）は、その構造及び用途により、建築基準法第 12 条第 4 項に基づく防火設備点検（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）を行うことが義務付けられている施設である。当該防火設備点検は、防火扉・防火シャッターをはじめとする延焼防止のための設備が、火災時に適切かつ安全に作動するかなどについて検査を行うものである。

しかし、東区役所では、上記の建築基準法に基づく防火設備点検が実施されていなかった。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 東保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等（法第 78 条）に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第 63 条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 東保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 東保健福祉総合センター 東保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 普通財産の管理

令和7年12月3日に実地調査を行ったところ、南野田中地区集会所の敷地として貸し付けている土地に、所有者及び用途不明のコンクリート柱が設置されていた。

（自治推進課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 補助金の精算

堺市補助金交付規則では、補助金を概算払で交付した場合は、実績報告の際に補助事業者から提出を受けた精算書を審査し、交付すべき金額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて、超えている部分の返納を命じるとされている。

しかし、令和6年度の補助事業者への堺市LED防犯灯更新補助金について、精算額の誤りを見落としたことにより返納額が過少となっていた。

（自治推進課）

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

切手等受払簿において、代行者による払出しの必要が生じた場合は、摘要欄に払出しを行った職員名を記載することとされている。また、物品取扱員は、代行者から払出しの報告を受けた際には、払出しの事実と現物（残高）を照合し、切手等受払簿に自署又は押印することとされている。

しかし、代行者が払出しを行っていたものの、摘要欄に代行者の記載がなかった。また、物品取扱員の欄に代行者が押印しており、物品取扱員は照合後に自署又は押印していなかった。

(東保健福祉総合センター 東保健センター)